

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則	2
◎高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
公 告	
○普通肥料の検査の結果の概要 (環境農業推進課)	3
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	3
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	4

規 則

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第37号

高知県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

高知県身体障害者福祉法施行細則（平成5年高知県規則第22号）の一部を次のように改正する。
別記第5号様式総括表中「疾病・先天性・その他（ ）」を「自然災害・疾病・先天性・その他（ ）」に改め、同様式腎臓の機能障害の状況及び所見中

「ウ 血清尿素窒素濃度	()	mg/dℓ
エ 24時間尿量	()	ml/日
オ 尿 所 見	()	」
を		
「ウ eGFR（推算糸球体濾過量）	()	ml/分/1.73m ²
エ 血清尿素窒素濃度	()	mg/dℓ
オ 24時間尿量	()	ml/日
カ 尿 所 見	()	」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県身体障害者福祉法施行細則別記第5号様式は、この規則による改正後の高知県身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第38号**

**高知県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県青少年保護育成条例施行規則（昭和53年高知県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号イ中「ごうかん」を「強制性交等」に改める。

別記第2号様式中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改める。

別記第5号様式（その1）中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改め、同様式（その1）裏面中「がん具刃物類」を「玩具刃物類」に改め、同様式（その2）中「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県青少年保護育成条例施行規則別記第2号様式は、この規則による改正後の高知県青少年保護育成条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~  
高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第39号

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成8年高知県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4） 知事が交付する高知家健康パスポートのうち知事が別に定めるものを所持する者（プレイルーム、アーチェリー場、テニスコートの壁打ちのみ、グラウンドの個人利用、直走路の個人利用又は体育館アリーナの個人利用を利用する場合に

限る。）
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公 告

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

平成30年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
炭酸カルシウム肥料	高知重炭株式会社	55タンカル	主成分－AL				
〃	株式会社古田産業	粒状15苦土炭酸石灰	主成分－AL、SMg				
混合有機質肥料	十市農業協同組合	十市有機	主成分－TN、TP、TK				

備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は、次のとおりである。
 AL－アルカリ分、SMg－可溶性苦土、TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量

~~~~~  
 肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

平成30年2月分

| 特殊肥料の指定名 | 生産（輸入又は販売）届出業者 | 届出名（商品名） | 検査の結果の概要 |       | 備考 |
|----------|----------------|----------|----------|-------|----|
| たい肥      | 中島 俊二          | 牛糞堆肥     | TN       | 0.34% |    |
|          |                |          | TP       | 0.33% |    |

|   |               |           |     |       |  |
|---|---------------|-----------|-----|-------|--|
|   |               |           | TK  | 0.83% |  |
|   |               |           | C/N | 40    |  |
|   |               |           | 水分  | 72%   |  |
| 〃 | 公益財団法人いの町農業公社 | 吾北天ぶら油ぼかし | TN  | 2.3%  |  |
|   |               |           | TP  | 2.8%  |  |
|   |               |           | TK  | 1.8%  |  |
|   |               |           | C/N | 18    |  |
|   |               |           | 水分  | 10%   |  |
| 〃 | 馬路村農業協同組合     | 柚子皮たい肥    | TN  | 1.5%  |  |
|   |               |           | TP  | 0.3%  |  |
|   |               |           | TK  | 1.2%  |  |
|   |               |           | C/N | 20    |  |
|   |               |           | 水分  | 40%   |  |

備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。  
 TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量  
 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成30年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称                    | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                        |
|--------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 平成28年2月19日<br>27高都計第568号 | 南国市久礼田字マナ<br>ベ2番1ほか105筆<br>(内2工区) | 南国市小籠808番<br>地1<br>高知県トラック団<br>地事業協同組合<br>代表理事 小松<br>秀則 |
| 平成30年1月15日<br>29高都計第591号 | 吾川郡いの町池ノ内<br>字六反田393番1の<br>一部     | 東京都品川区大崎<br>一丁目11番2号<br>株式会社ローソン<br>代表取締役 竹<br>増 貞信     |
| 平成30年2月23日<br>29高都計第666号 | 吾川郡いの町字柳町<br>9番の一部ほか（3<br>工区、4工区） | 吾川郡いの町1700<br>番地1<br>いの町長 池田<br>牧子                      |